

労働保険年度更新（労働保険料の決算）事務にご協力ありがとうございました。  
すごしやすい季節になりましたが、皆様お元気ですか？  
今月・来月の 2 回にわたり、皆様に利用してみても？と思われる助成金を取り上げます。

## 労務協会からのお知らせ

### 「利用しやすい」助成金について ①

助成金は返済不要のお金ですから、企業としては見逃す手はありません。  
厚生労働省は「労働政策」を推進するための「武器」として、助成金制度を創設しています。  
現在「旬」の労働政策の課題は、①（特に就職困難者の）雇用促進 ②少子化対策のための育児休業取得促進の 2 つです。  
従って企業から見れば、①新たに人を雇い入れるとき ②社員が育児休業を取得するとき などに助成金を受けられるチャンスがあるわけです。  
ただし、「国のお金」を受けするためには、「受給要件」というものをクリアしなければなりません。  
その中で、比較的「利用しやすいもの」を出来るだけ簡単にご紹介します。

#### 【特定求職者雇用開発助成金】

★就職困難者をハローワーク等の紹介で雇用すると、賃金相当額の 1/4～1/2 を 1 年～1 年間 6 ヶ月間助成

●主な受給要件（詳しくは労務協会にお問い合わせください）

- ①高年齢者（60 歳以上 65 歳未満）・母子家庭の母・障害者等を
- ②ハローワーク等の紹介を通じて採用

●ポイント

- ・上記の受給要件をクリアすると、採用後しばらくしてハローワークから助成金の申請書類が送られてきます。助成金には申請期限がありますので、これを逃すと受給できません。書類が送られてきたらすぐ労務協会にご連絡・ご相談ください。
- ・1 年間「特定求職者雇用開発助成金」を受けたあと引き続き雇用する場合、「静岡市雇用奨励金」の制度があります。金額は 1 人につき 1 ヶ月 16,000 円×12 ヶ月（重度障害者は 24,000 円×18 ヶ月）です。

#### 【試行雇用（トライアル雇用）奨励金】

★トライアル雇用求人公開している企業が対象者をハローワークの紹介でトライアル雇用すると、4 万円×3 ヶ月間助成

●主な受給要件（詳しくは労務協会にお問い合わせください）

- ①45 歳以上 65 歳未満の中高年齢者・35 歳未満の若年者・母子家庭の母・障害者・日雇労働者・ホームレスを
- ②ハローワークの紹介を通じてトライアル雇用

●ポイント

- ・あらかじめ「トライアル雇用」求人を出していることが必要です。
- ・採用日から 2 週間以内に「トライアル雇用実施計画書」をハローワークに提出します。
- ・25 歳以上 35 歳未満で 3 年間雇用保険に加入していない方（不安定就労者）を、トライアル雇用終了後引き続き期間の定めのない雇用契約をする場合、「若年者雇用促進特別奨励金」の助成金制度があります。金額は 25 歳以上 30 歳未満が 10 万円×2 回（6 ヶ月毎）、30 歳以上 35 歳未満が 15 万円×2 回（6 ヶ月毎）です。

（編集後記）4 月から娘が小学生に。朝、バス停まで送るのが私の担当になったため、以前より 1 時間早起きです。一説によると「新しい行動は平均 21 日で習慣化する」とのこと。おかげで 3 週間後のゴールデンウィークは「習慣化」して早起きに。1 日が長く感じ「たくさん」休めたような気がします。（一ノ宮 俊人）